

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第7号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例（令和2年岩手県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略]	1 [略]
2 この条例は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。